

平成 29 年度守口市特別会計公共用地先行取得事業予算

平成 29 年度守口市の特別会計公共用地先行取得事業の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 472,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表 地方債」による。

平成 29 年 2 月 21 日提出

守口市長 西 端 勝 樹

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金額
1 繰入金		2,600
	1 繰入金	2,600
2 市債		469,400
	1 市債	469,400
歳 入	合 計	472,000

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 用地取得費		470,139
	1 用地取得費	470,139
2 公債費		1,761
	1 公債費	1,761
3 予備費		100
	1 予備費	100
歳 出	合 計	472,000

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	資金区分	借入条件				
				利率	償還期間	据置期間	償還方法	その他
街路築造事業費債	千円 469,400	普通貸借又は証券発行	政府・銀行その他	%以内 7.0 (ただし、 直し地方公 を行った団 後体金直し にお融し方 いて機式で は、資金借 、当につ入 該見れる 直て、政府 後の利率資 の率の金及 見)	年以内 20	年以内 3	半半年満 年年賦期 賦賦元一 元元利括 利金均償 均均等還 等償還 償償還 還還	市財政その他の都合によ り、償還期間及び据置期間を 短縮し、もしくは繰上償還を し、又は借換えることができ るものとし、借入先の融通条 件があるときは、これに従う ことができる。 なお、借入先の都合その他 により起債前借又は翌年度に 繰越して借入れることができ る。